臺灣日日新報（土曜日）　第一万一千七百七十一號　（一）

臺灣新民報 夕刊

（第二版）（原題配送）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和八年一月十四日

一月十三日
夕刊定価一部金貳錢

山海關の奪還と 熱河固守に決す

蔣介石、四十萬の兵を動員

◇…但し、支那側よりの情報

【天津十二日發電通】支那側よりの情報に依れば蔣介石は積極抗日を決意し北支軍隊に總動員を命じ四十萬の抗日軍を以て山海關を奪還し熱河を固守するに決した、この抗日軍の編制は學良軍十五萬、湯玉麟軍十萬、宋哲元軍四萬、孫殿英軍四萬、商震軍二萬、龐炳勳軍二萬、高桂滋軍二萬等で武器彈藥は中央より支給する事となつてゐる、尙山西軍と韓復榘軍は豫備軍として後方を守ることとなつた

商震、龐炳軍、灤河方面へ

【天津十二日發電通】十一日來天津を通過し灤河方面に向つた十二列車は商震軍と龐炳勳軍を搭乘せしめてゐたこと判明した、平漢線順德高邑にあつた龐炳勳軍殘部も既に北上を開始し十二日夜天津を通過する豫定尙龐軍は灤河附近に集結の豫定

熱河の僞勇軍全軍に 通遼攻撃の命令下る

【奉天十二日發聯合】僞勇軍總指揮朱慶瀾は開魯附近の熱河僞與軍全軍に對し舊正月前出來得れば新曆一月二十日前に通遼を攻撃すべしと命じた

湯玉麟も行動開始を命令

【奉天十二日發聯合】熱河省主席湯玉麟は數日前學良の命をうけ馮占海、大刀會匪その他約三萬をして開魯より通遼方面に行動を開始せしむる樣命令を發した

茂木、三宅の兩部隊が 永安堡を攻撃して占據

鄭桂林は省境の山中に逃走

【錦州十二日發聯合】十一日早朝に行動を起した茂木部隊、三宅部隊の主力は十二日午前十一時三十分僞勇軍鄭桂林軍の根據地、永安堡を攻撃し之を占據した、鄭桂林は逸早く省境の山中に逃走したので我が飛行機〇機はこれの徹底的爆撃を敢行した

三宅〇隊二百の匪軍を擊退

【山海關十二發電通】三宅〇隊は十一日午前十一時頃盤嶺子の駐屯地を出發北方約一里餘の地點に於て約二百の匪軍と遭遇し之を擊退した

鄭文軍 一千開魯に侵入す

【新京十二日發電通】鄭桂林軍の根據地たる永安堡が陷落せるや同軍は殘兵を收容し開魯に入れる李海淸第五千團鄭文の一部は開魯より北方約十里の地點に集結し開魯に對し威嚇射撃を行ひつゝあり、開魯縣公署は之が對策に腐心中である

學良は内實逃げ腰

フランス亡命の準備中らしい

【新京十二日發本社特電】學良に關しては既報の如く日本軍の討伐を避けるため北平の北京飯店に潛伏中であるが、最近の情報によれば學良は北平の北京飯店に潛伏中であるが、最近の情報によれば學良は北平の北京飯店に潛伏中であるが、最近の情報によれば學良は

第五次會見に於て
事務局案全く確定
各代表部初會議を開き
協議の末政府に回訓要請

【ゼネバ十二日發電通】杉村事務次長は十二日午後五時二十分より六時三十分まで獨逸代表部に於てドラモンド事務總長と第五次會見をなした結果、事務局案の確定を見た、同案は曩に杉村次長が第四次會見をなしたる際の修正を經たるものにして、その骨子は左の如し

一、國際聯盟の規約の根本精神は之を變更せざること

二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

四十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

五十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

六十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

七十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

八十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

九十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百二十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百三十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百四十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百五十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百六十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百七十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百八十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

百九十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百二十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百三十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百四十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百五十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百六十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百七十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百八十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十七、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十八、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

二百九十九、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三百、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三百一、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三百二、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三百三、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三百四、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三百五、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

三百六、聯盟國の軍備縮小に關する義務は、陸軍、海軍、空軍の三軍を通じ、之を適用すること

續殘月譜

（89）

志乃田廸司作
清水三重三畫

銅鑼騒動（一九）

「大變だっ、大變だっ！」

番頭の家へ、駈け込んで來たのが、勘造だった。

「どうした？」

番頭は、のっそり出て來た。

「大變きの火事は消んだか？」

「か、火事が消んだ所か！」

はあ、息を切りながら。

「大變だっ、すぐ、すぐ、來て下さいっ！」

と袖を引いた。

「何はへ行くのぢや」

番頭の落ちついたものだ。

「そ、そんなに、ゆ、ゆったり構へて」

焦ら、勘造は。

「お谷さんが、行つたのかな」

「お？お谷さーん」

「お谷さんは何處へ行つたのかな」

と、そして、水を取りに入ろう、とするので、勘造は慌てた。

「わしの、わしの水は後で飲むでえゝ、それよりや、噴噴ちや」

「噴噴？」

「噴噴とも、小噴噴と水蛆とが、あゝ水が欲しい、その水蛆とが、小金蒲鉾の盛に浮き伏せして」

「うむ」

「勘太っ！は、死んだか、やられた！　早く、早く、逃げ出せ、逃げ出せ、逃げ出せ

漢文臺灣日日新報

聯盟事務局調和案決定
帝國代表部新年初會議
電告結論意見請回訓

十二日午後五時二十分。至六時。三十分。與事務總長。第五次會見。確定事務局案。字句修正若干。但滿洲國現實存在爲基礎。及不招認蘇俄南國之事。根本精神。無大變化。與直接交涉。須保連絡之委員會任務。並構成。略如既報。決定。又午後七時。到大旅館。訪松岡代表。昨情報告。交換意見。九時。在代表本部。四氏而外。更合建川中將。澤田帝國事務局長。伊藤次長以下。開本年最初代表會議。昨事務局案全文。電告帝國政府。議至更深。更將結論及代表部意見。亦電報告。並請至急回訓云云。

我代表會議決定
根本精神不一致
代案亦斥退

十二日午前八時五十分。松岡代表。與十二日午前八時五十分。來自巴里之長岡代表。會事務局決議案本定稿。自午前十時。續至正午。其間日本對案。再無緩步餘地。且有來京政府嚴重訓令在。其根本精神。與我方針。認爲不一致。如何代案。皆宜斥退。正面衝突。亦所不辭。若觀事務局案成。且正式表明我態度。更援合佐藤代表。十二日午後四時五十分到後。十二日夜。開重要代表會議。再練對策云。

聯盟事務局案稿
名稱形式仍踏襲

十二日午後。聯盟事務局。爲調和十九國委員會決議案。與日本對案。起草之案。經事務局員。佩杉村次長協力。十二日午前三時餘寫完。其內容。爲容重十九國委員會決議原案。仍襲如一決議案。第二決議案。及附屬理由書。名稱形式。具爲問題之點。從新擬出。根本態度。杉村次長。十二日午前九時五十分。訪松岡代表。報告。十一時起。於事務總長室。與總長最後協議。十三日晚。伊藤主席長到時示之。正式決定。其事務局案。荷不爲日本所容。日華問題。十九國委員會十六日再開。同時便遇重大危機云。

關稅廢減說
新糖暴落
外糖或侵入

據傳自昨秋以來。連騰步歲。日前六月限新糖。曾起至十三圓四錢。近因株式期米穀赫生絲反落。且昨年六月實施之關稅增加稅一圓三十八錢。明議廢減關稅改正案。將提出於今期議會。以高價買者紛々投賣。十一日後場新糖六月限落至十二圓三十一錢。自天非價已暴落七十三錢。十二日新規貨到。落至十一圓八十四錢。費會以來暴落一圓餘。蓋爪哇尚有滯貨三百萬噸。未易一掃。中双百旺以四屆五十仙廉賣。關稅付加稅如撤廢時。恐侵入本邦。新聞十二圓以下。固屬然當。

全島視學講習
十六日起

第十二回視學講習會。訂來十六日。起六日間。開于臺北市女子高等學院。講習員各州廳市郡視學一名以上。計六十名。講習學科及講師如左。

東洋思想與文化淵源（八時間）　赤池濃
建國精神。（四時間）　安武文教局長
訓育（思想問題）（六時間）　大浦府視學官
教育（就公學校教科書取扱）（八時間）　三屋府編修官

臺南驛員一部
與接客等聯絡賣票
得金冶遊事發被檢舉

臺南州刑事課。北浦。檢舉南驛。就執務中之驛員。拘押解州。由田川刑事課長。親爲審問。諸人悉認。且召恒往。來於是處。遂各自供賣。五名中。四年前。北浦。氣。就其所辦理之乘車票。每枚票時。

蔣介石決意積極抵抗
調四十萬大兵奪山海關
並固守熱河晋魯軍守後

十二日天津電。據中國情報。蔣介石決意積極抗日。命華北軍隊總動員。以四十萬大軍。熱河。察哈爾。晋綏。魯軍二萬。係歐美軍四萬。商震。軍三萬。龐炳勳軍二萬。高桂滋軍二萬。武臺彈藥。援山中央軍約。又用山西軍。韓復榘軍。爲豫魯軍守後方云。

商震龐炳勳兩軍
出動灤河方面

十二日天津電。十二列車。經過天津。赴灤河方面。知爲商震軍。及龐炳勳軍。在平漢線順德高邑滏炳勳軍殘部。亦已北上。又訂十二日夜過津。此爲蔣介石不欲南京上海附近。如張學良部下之華北。與日本生事。恐於己之勢力。有重大關係。極力阻撓改正案。將提出於今期議會。以高價買者紛々投賣。十一日後場新聞六月限落至十二圓三十一錢。自天非價已暴落七十三錢。十二日新規貨到。落至十一圓八十四錢。費會以來暴落一圓餘。蓋爪哇尚有滯貨三百萬噸。未易一掃。中双百旺以四屆五十仙廉賣。關稅付加稅如撤廢時。恐侵入本邦。新聞十二圓以下。固屬然當。

基隆市
設教育課
課長多喜視學

基隆市。爲圖事務所事項增設。教育課。以來。連騰步歲。日前六月限新糖。曾起至十三圓四錢。近因株式期米穀赫生絲反落。且昨年六月實施之關稅增加稅一圓三十八錢。明議廢減關稅改正案。將提出於今期議會。以高價買者紛々投賣。十一日後場新聞六月限落至十二圓三十一錢。自天非價已暴落七十三錢。十二日新規貨到。落至十一圓八十四錢。費會以來暴落一圓餘。蓋爪哇尚有滯貨三百萬噸。未易一掃。中双百旺以四屆五十仙廉賣。關稅付加稅如撤廢時。恐侵入本邦。新聞十二圓以下。固屬然當。

全島視學講習
十六日起

第十二回視學講習會。訂來十六日。起六日間。開于臺北市女子高等學院。講習員各州廳市郡視學一名以上。計六十名。講習學科及講師如左。

東洋思想與文化淵源（八時間）　赤池濃
建國精神。（四時間）　安武文教局長
訓育（思想問題）（六時間）　大浦府視學官
教育（就公學校教科書取扱）（八時間）　三屋府編修官

臺南驛員一部
與接客等聯絡賣票
得金冶遊事發被檢舉

臺南州刑事課。北浦。檢舉南驛。就執務中之驛員。拘押解州。由田川刑事課長。親爲審問。諸人悉認。且召恒往。來於是處。遂各自供賣。五名中。四年前。北浦。氣。就其所辦理之乘車票。每枚票時。

商震龐炳勳兩軍
出動灤河方面

十二日天津電。十二列車。經過天津。赴灤河方面。知爲商震軍。及龐炳勳軍。在平漢線順德高邑滏炳勳軍殘部。亦已北上。又訂十二日夜過津。此爲蔣介石不欲南京上海附近。如張學良部下之華北。與日本生事。恐於己之勢力。有重大關係。極力阻撓改正案。將提出於今期議會。以高價買者紛々投賣。十一日後場新聞六月限落至十二圓三十一錢。自天非價已暴落七十三錢。十二日新規貨到。落至十一圓八十四錢。費會以來暴落一圓餘。蓋爪哇尚有滯貨三百萬噸。未易一掃。中双百旺以四屆五十仙廉賣。關稅付加稅如撤廢時。恐侵入本邦。新聞十二圓以下。固屬然當。

全島視學講習
十六日起

第十二回視學講習會。訂來十六日。起六日間。開于臺北市女子高等學院。講習員各州廳市郡視學一名以上。計六十名。講習學科及講師如左。

東洋思想與文化淵源（八時間）　赤池濃
建國精神。（四時間）　安武文教局長
訓育（思想問題）（六時間）　大浦府視學官
教育（就公學校教科書取扱）（八時間）　三屋府編修官

臺南驛員一部
與接客等聯絡賣票
得金冶遊事發被檢舉

臺南州刑事課。北浦。檢舉南驛。就執務中之驛員。拘押解州。由田川刑事課長。親爲審問。諸人悉認。且召恒往。來於是處。遂各自供賣。五名中。四年前。北浦。氣。就其所辦理之乘車票。每枚票時。

商震龐炳勳兩軍
出動灤河方面

十二日天津電。十二列車。經過天津。赴灤河方面。知爲商震軍。及龐炳勳軍。在平漢線順德高邑滏炳勳軍殘部。亦已北上。又訂十二日夜過津。此爲蔣介石不欲南京上海附近。如張學良部下之華北。與日本生事。恐於己之勢力。有重大關係。極力阻撓改正案。將提出於今期議會。以高價買者紛々投賣。十一日後場新聞六月限落至十二圓三十一錢。自天非價已暴落七十三錢。十二日新規貨到。落至十一圓八十四錢。費會以來暴落一圓餘。蓋爪哇尚有滯貨三百萬噸。未易一掃。中双百旺以四屆五十仙廉賣。關稅付加稅如撤廢時。恐侵入本邦。新聞十二圓以下。固屬然當。

全島視學講習
十六日起

第十二回視學講習會。訂來十六日。起六日間。開于臺北市女子高等學院。講習員各州廳市郡視學一名以上。計六十名。講習學科及講師如左。

東洋思想與文化淵源（八時間）　赤池濃
建國精神。（四時間）　安武文教局長
訓育（思想問題）（六時間）　大浦府視學官
教育（就公學校教科書取扱）（八時間）　三屋府編修官

臺南驛員一部
與接客等聯絡賣票
得金冶遊事發被檢舉

臺南州刑事課。北浦。檢舉南驛。就執務中之驛員。拘押解州。由田川刑事課長。親爲審問。諸人悉認。且召恒往。來於是處。遂各自供賣。五名中。四年前。北浦。氣。就其所辦理之乘車票。每枚票時。

商震龐炳勳兩軍
出動灤河方面

十二日天津電。十二列車。經過天津。赴灤河方面。知爲商震軍。及龐炳勳軍。在平漢線順德高邑滏炳勳軍殘部。亦已北上。又訂十二日夜過津。此爲蔣介石不欲南京上海附近。如張學良部下之華北。與日本生事。恐於己之勢力。有重大關係。極力阻撓改正案。將提出於今期議會。以高價買者紛々投賣。十一日後場新聞六月限落至十二圓三十一錢。自天非價已暴落七十三錢。十二日新規貨到。落至十一圓八十四錢。費會以來暴落一圓餘。蓋爪哇尚有滯貨三百萬噸。未易一掃。中双百旺以四屆五十仙廉賣。關稅付加稅如撤廢時。恐侵入本邦。新聞十二圓以下。固屬然當。

全島視學講習
十六日起

第十二回視學講習會。訂來十六日。起六日間。開于臺北市女子高等學院。講習員各州廳市郡視學一名以上。計六十名。講習學科及講師如左。

東洋思想與文化淵源（八時間）　赤池濃
建國精神。（四時間）　安武文教局長
訓育（思想問題）（六時間）　大浦府視學官
教育（就公學校教科書取扱）（八時間）　三屋府編修官

臺灣日日新報

日本最大一部五錢・一ケ月前金壹圓參拾五錢・一年前金拾五圓・日本國內及支那地方送料不要・臺灣及滿洲國內送料一ケ月金拾錢・一年金壹圓貳拾錢

本社一二三〇〇番（代表）・一二三〇一番（編輯）・一二三〇二番（營業）・一二三〇三番（印刷）・一二三〇四番（庶務）・一二三〇五番（漢文部）・一二三〇六番（學藝部）・一二三〇七番（寫眞部）・一二三〇八番（校正部）・一二三〇九番（會計部）・一二三一〇番（工務部）・一二三一一番（販賣部）・一二三一二番（廣告部）

臺北市榮町新高堂及各書店にあり　御求めを乞ふ

新潮出版書類

昭和七年刊行中實行最も盛んなるものを選ぶ!!

台北市榮町新高堂及各書店にあり　御求めを乞ふ

■**夜明け前**　島崎藤村　定價　壹圓八拾錢

本書は山中の一宿驛の一都會を舞臺に生活する人々の生活を中心として、そこに展開する明治維新の時代相を描けるもの一面舊弊因襲なる郷土小說であり、一面雄渾壯觀なる革命小說でもある。

■**ふらんす人形**　大佛次郎　定價　壹圓八拾錢

多彩な交遊の記錄、近代色鮮かな本牧の風景とダンスホール、巷の夜に咲く闇の花等の交錯が醸し出す不可思議な魅力。これに父と娘にまつはる人間悲劇。これはジャンバルヂャンやコゼット以上に深刻だ。

■**蝕める春**　菊池寬　定價　壹圓六拾錢

失戀の悩みに狂ふ久美子、戀は幻想なりと信ずる優子、二人の姉とは又別の性格ながら乙女の夢を夢見る香禰一家しい三人姉妹で有名な某實業家の令嬢と若き氣鋭出の智業家をモデルとした相關の傑品。

■**G線上のアリア**　吉田絃二郎　定價　壹圓

清純な甘情味と細膩な美しい觀察、ホイットマンを愛し、四海を受する著者の寫實しい人間味は此の一卷に溢るゝばかりだ。吉田氏の新境を窺ひ知る人々にはこの新感な傑作集は逸し難いものであらう。

■**聖なる乳房**　山中峯太郎　定價　壹圓六拾錢

刑餘の絡に苦しみ喘ぎつゝある日本女性、その現代社會と衝突の姿を、あるがまゝに描寫し、香り高き藝術的作品として新たな境地の上にかゝげたもの即ちこの一卷の「聖なる乳房」である。

■**新たに芽ぐむもの**　佐藤紅綠　定價　壹圓六拾錢

作者は人道主義の大旗を高く掲げ、人生の暗黒面を強く大膽に描き出して、その構想と描寫の雄渾さは、實に大正三十五年の文壇を通じて、而も現代非常時の時代に對する一大警鐘である。これほど思想まるやうに而白い小說は稀と云つてよい。

■**益滿休之助**　直木三十五　定價　壹圓貳拾錢

吾國のために一死を辭せざる國際の士益滿休之助は、知かむり尻はしより長劍を敢りながら義憤のとこゝろべき出發する「益滿休」である。熱烈と悲戀と十數にした人氣男は直木三十五氏の雄筆と謳ふ。

■**人生突進記**　山中峯太郎　定價　壹圓

單人から新聞記者へ、更に文壇へ驅驀へ、明らかに突進する快男兒の記錄!!　一面若き人々への感銘深き人生讀本である。

■**佐藤紅綠**　定價　壹圓六拾錢

■**昭和妖婦傳**　三角寬　定價　壹圓貳拾錢

■**勝敗**　菊池寬　定價　壹圓五拾錢

■**檜山兄弟**　吉川英治　定價　貳圓貳拾錢

■**銃劍は耕す**　櫻井忠溫　定價　壹圓參拾錢

■**航空講話**　北島少佐　定價　壹圓

■**愛憎祕双錄**　三上於菟吉　定價　壹圓七拾錢

■**鼠小僧次郎吉**　大佛次郎　定價　壹圓七拾錢

■**人生突進記**　山中峯太郎　定價　壹圓

■**佐藤紅綠**　定價　壹圓六拾錢

■**昭和妖婦傳**　三角寬　定價　壹圓貳拾錢

■**勝敗**　菊池寬　定價　壹圓五拾錢

■**檜山兄弟**　吉川英治　定價　貳圓貳拾錢

■**銃劍は耕す**　櫻井忠溫　定價　壹圓參拾錢

■**航空講話**　北島少佐　定價　壹圓

發行所　東京・牛込振替東京一七四二　新潮社

念記間週書讀島金催主府督總

圖書館

英語通信講座

研究社

英語は「研究社」が第一!

會員募集

年頭!今こそ絶好期!英語へスタート

ABCの讀方から　毎月壹圓　十五箇月で卒業

好景氣來!げに輝かしき昭和八年!各種事業の勃興、續いて來る人材の要求!實力ある者の活躍出來る時代が漸く來た!實力より!チャンスは先づ英語を知る者に與へられる!新春と共に本講座て英語獨學のスタートを切れ!小學上級の學力さへあれば短期に英語の理解力を獲得出來る!

¥10!

毎月二回配本

◆當てゐる新刊大附録(本講座の會員にのみ進呈)

(1)發音英語讀本　(2)英語學習カード　(3)英會字綠習帳　(4)原色繪カード　(5)マイ・フレンド　(6)英語受驗講座　(7)英語四千單語集　(8)英語會話解答集　(9)英語會話解答集

會員申込次第入學案內附二色刷美本進呈

東京麹町富士見町六丁目　研究社通信學部　振替東京三〇八五番

大東京案內

絕對正確

東京市廳託　高谷義重著　昭和八年版

一躍十一倍に擴大し、七十九種の交通網がその上を蜘蛛の巢の如くに馳驅してゐる大東京、この大東京は、罵名町名の大改變によつて全く混沌としてしまつた。此の交錯した交通、通信關係を見事に整理して編纂したのが此の大東京案內である。これさへ備へて置けば、乘物運賃方向距離、目的先の玄關まで間違ひなく手引してくれる絕對正確の都市案內であるこれさへあれば地圖もいらずに大東京の交通一切明白!

全7篇合冊2圖70錢

全世界の驚き

岩見次三著　四六版三百頁上製美本　定價二圓　送料一冊十二錢　圖二十七錢

罪障淨火の煉獄の火だ!此の人を見よ此の文を見よ!

人生日錄

讀絶の良書へ

敢然として賣る

出版は企業である然もその社會性に於て一切を犧牲にしてゞ賣られねばならぬ良書がある。正にそれである。一册は一人を通じて百人を激せしめ、千人を教へる。一九三三年は本書によつて現代人の魂を洗淨するであらう。年頭の心的用意の爲に敢然として本書を推す。

◇矢吹慶輝氏　淨土眞宗の人で、佛教學界の權威。

◇佐々木惣一氏　京都帝大の法學博士で、現代日本の代表的學者。

◇土田杏村氏　昭和の初めに逝いた文藝評論家。

◇高島米峰氏　佛教界の長老。

◇千葉龜雄氏　哲學者。

◇室伏高信氏　評論家。

◇渡邊海旭氏　佛教學者。

◇梅原眞隆氏　佛教學者。

◇釋瓢齋氏　佛教學者。

◇出口王仁三郎氏　大本教の教主。

神祇辭典

山川鳩市著　菊判　本文八百頁　附錄一冊　送料一冊

自治民範

權藤成卿著　菊判　一冊　十八錢

現代文明ヂグロペヂア

室伏高信著　四六判　三百五十八頁　定價一冊

明日はどうなる

竹越與三郎著　四六判　二百七十六頁　定價一冊

米國斯の如し

八木雄馬著　四六判　二百四十頁　定價一冊

農民は起ちあがる

室伏高信著　四六判　三百二十頁　定價一冊

東京日本橋吳服橋三丁目　振替東京二九六三九　平凡社

財政インフレと其對策
金融政策を活用せよ

一

匪に關聯して議會休會明けの日を待つ政府當局和八年度豫算案は二十二億四千萬圓といふ空前の大豫算で、一部も新增加人十三億餘に對し前年度豫算額二十二億を計上したといふから從つて公債が相當殖えるのであらう、政府では時局收拾費のうちどれだけを非常時豫算の立場で一般に公債財源方面の解決を盛んに求めつつ原案成立を期してゐるやうである。吾人は既に公債十三億の發行を以つて二十二億餘の豫算を組むことは財政上の非難が相當高いのであるが、政府では時局收拾費のうちどれだけを非常時豫算の立場で一般に公債財源方面の解決を盛んに求めつつ原案成立を期してゐるやうである。吾人は既に公債十三億の發行を以つて二十二億餘の豫算を組むことは財政上の非難が相當高いのであるが、政府では時局收拾費のうちどれだけを非常時豫算の立場で一般に公債財源方面の解決を盛んに求めつつ原案成立を期してゐるやうである。吾人

(洛三卷郵便物正可)

蔣が北方の各軍に
抗日の目的達成を命令
江蘇安徽河南の派遣軍に
待機命令を發す

【天津十三日發電通】南京來電に依れば蔣介石は十一日緊急軍事委員會を開き米獨人軍事顧問をも加へ山海關奪還と熱河防衛に付き協議の結果北方の各軍に對し一致開結抗日の最終目的貫徹に努力せよと通達すると同時に江蘇、安徽、河南の各地にある派遣軍に對し待機命令を發したと

宋軍が前線に出動
天津方面は支那軍で充滿
兵の移動二十五列車

【北平十三日發聯合】平漢線通州に假中であつた宋哲元第二十九軍三十八師三百二十五團及び特殊部隊一團は今朝北寧線豐潤、唐山方面の前線に向け出動した

【天津十三日發電通】十二日午後より十三日朝にかけ商震、龐炳勳軍の天津通過北上せるもの二十五列車に上り、更に續々移動中で天津方面二帶は支那軍で充滿されてゐる

貨車押收で物資の輸送杜絶

【北平十三日發電通】北平軍事當局は豫ねて北平、唐山間の物資輸送は支那側の手に依り北平市内の各關は總て支那側の手に依り北平市内の各關は總て支那側の手に依り北平市内の各關は總て

花蓮港高女の＝愛國義金＝

八日間で百餘圓に達す

【花蓮港電話】花蓮港廳管内各公學校では昨年秋季皇軍の武勳赫々たるに感激し、各學校兒童の父兄に對し國防獻金の募集を行ひ、一般に應募を勸めたるが、花蓮港高等女學校に於ても生徒及び父兄に對し國防獻金の募集を行ひたるが、其の結果は意外にも好成績を擧げ、僅か八日間に百餘圓の多額に達し、一同感激の涙に咽びつゝあり、尚ほ募集は引續き行ふ筈である

赤池氏　タロコ視察

【宜蘭特電】警務課長赤池濃氏は、十二日より十四日迄の三日間、タロコ方面の警察官吏の視察の爲め、蘇澳、南方澳、宜蘭、羅東、頭圍、基隆の各警察官吏を集めて、タロコ視察に關する會議を開催する筈である

乘合自動車　自轉車乘を　轢倒して重傷を負す

【基隆電話】基隆築港會社の乘合自動車は、十二日午前十一時半頃、仙洞行の乘客を乘せ、基隆驛前を通過し、仙洞に向ふ際、同社の自轉車乘、陳阿水（二八）が、自動車と衝突し、轢倒されて重傷を負ひ、基隆病院に收容された

刑務所の　製作品陳列

新竹少年刑務所では一月二十日から來る二月二十九日迄の間に於て、所内に於て製作せらるゝ各種製作品を陳列し、一般に觀覽せしむる筈である

虛禮を廢し　恤兵獻金

【宜蘭電話】宜蘭郡内各街庄役場では、管内在住出征軍人の武運長久を祈願する爲め、各戸毎に國防獻金を募集中であるが、其の金額は一戸平均一圓以上の豫定である

文山郡　產組總會

【基隆電話】基隆信用組合では、昭和七年度通常總會を左記により開催することに決定した

一月十六日午後一時　石碇實用組合、十八日午前九時安坑信用組合、十九日午前九時深坑信用組合、二十日午前九時木柵信用組合、二十一日午後一時景美信用組合、二十三日午前九時新店信用組合、二十五日午前九時拔林信用組合、二十六日午前九時文山農業組合

澎湖廳下　街庄信組總會

本年度通常總會を各街庄信用組合總會は、各信用組合總會は左記日割にて開催することとなつたが各總會に於ては、各組合の業務報告、收支決算の件、役員改選の件、其の他重要事項を協議する筈である

一月十四日　西嶼庄、同二十七日　馬公町、同二十八日　湖西庄

信組總會日割　一月十五日　望安庄、同二十一日　西嶼庄、同二十七日　馬公町、同二十八日　湖西庄

實業協會　懇話會

【臺中電話】臺中實業協會では新年度を控えて十八日午後五時半から富貴亭において第十四回懇話會を開催する筈

岩越巡査の行方　未だに不明、遺族には　各方面から厚き同情

【基隆電話】基隆警察官吏の行方不明となつて居る岩越巡査の消息は、其の後手掛りなく、其の後手厚い捜索も效なく、今日迄全く不明である、遺族は、基隆市仁愛町に居住し、妻と二人の子供があるが、遺族は、岩越巡査の行方不明以來、非常に心配し、毎日警察官吏の來訪を待ち侘びて居るが、未だ何等の手掛りなく

ラヂオ欄

今日の番組

J・F・A・K
一月十四日（土）

午前の部

【六・三〇】ラヂオ體操（東京のみ）
【七・〇〇】朝の挨拶（ラヂオ體操）（東京のみ）
【七・〇五】今日のお天氣のお知らせ並北部航路船舶
【八・〇〇】全國氣象通報（東京）
【九・三〇】淡路吉野間答（ニュースに出る作業について三つ、佛男、十九ケ國委員會、クリークシャー等人名問題が無關心で他家に嫁ついたとき）
【一〇・〇〇】家庭料理教室（山岸さち子（淡路）八島敏雄（八百屋）

【一一・〇〇】時報（東京）
【一一・〇五】日用品小賣値段並北市西門市場發表、淡南市西市場發表
【一一・五九】正午の時報（八案發通報）（臺北のみ）臺北測候所發表

午後の部

【〇・〇〇】放送局編輯ニュース
【〇・一〇】實用經濟時間（レコード演奏）米穀商業（一枚半山猿）
【一・〇〇】米穀商業（一枚半山猿）
【一・〇五】實業（二六臺北市場發表）
【一・一〇】子供の時間（臺北）青柳の鐵（札幌）「鷲の巢」講演者未定
【五・〇〇】子供の時間（名古屋）（コドモのテキスト第十九ページ）「世界の城の繪葉書發行」指導者田久雄
【五・一〇】子供の新聞（東京）村岡花子
【五・二五】國立公園特別講座（札幌）「鷲の巢」講演者未定
【五・五五】カレント・トピックス（東京）
【六・〇〇】子供の時間（臺北）青柳の鐵（札幌）「鷲の巢」講演者未定
【六・三〇】講談（東京）「夜間の部」（臺北のみ）「未定」

【六・三〇】講談（臺南のみ）「獅子奮迅」（臺南圖書館）
【七・〇〇】ピアノ・ヴアイオリン二重奏大阪名曲定期演奏、ヴアイオリン　アレキサンダー・モギレフスキー、ピアノレオ・シロタ
【七・三〇】實況（東京）臺北のみ
【七・三〇】講話（臺南のみ）「羽衣」シテ若槻繁雄、ワキ藤原逸四郎、地方山口宗雄、囃方山口宗雄、岡本眞清次、笛宮崎喜太七
【八・〇〇】連續講演（東京）「後藤野三郎士第二部」龍泉貞山
【八・三〇】時報（東京）
【八・三一】和洋合奏（臺北）臺北和洋合奏團、一新組曲「春はうつろ」（龍田靜原作曲）二春の幻想、三春信幻想曲（龍田靜原作曲）
【九・二〇】氣象通報臺北測候所發表、臺日ニュース（臺北のみ）放送局編輯ニュース（臺南のみ）公示通告（臺南のみ）公示通告別標項、明日のプログラム發表

【午後六時より】臺北

コドモノ時間

齊唱　その他

―太平公學校兒童―

臺北市太平公學校の兒童が二十八名で、左記、齊唱、合唱等の練習をする、順序は次の通りです

一、齊唱「かたつむり」「田植歌」
（一年）岡部富外六名
二、作文朗讀
（六年）王慶枝
三、齊唱「木の葉」「設備子一色」
（二年）武田勝外三名
四、獨唱「げんげ草」「鶯笑草の遊び」
（二年）郭富雄
五、齊唱「雪」「春」
（三年）陳木根外七名
六、合唱「俵拾ひ」「猿捕」
（四年）林義則外五名
七、獨唱「雨」「雨ふり風」
（五年）張鏡榮
八、唱歌「兎と龜」
（一年）武田勝外六名

講演（札幌）

【午後五時二十五分】

▼國立公園特別講座

「阿寒」

講演者未定

講演（臺南）

【午後六時三十分】

▼思想善導と圖書館

臺南圖書館　菅虎吉

第二回圖書週間として今回は臺南地元にての講演である

家庭百科問答

【午前九時三十分】（臺北）

▲ニュースにある食菜二つ三つ委員會、十九ケ國委員會、フリー、ランサー等

▲女戸主が無關心で他家へ嫁ついたとき

オリンは若干なモギレフスキー氏ピアノは名手レオ・シロタ氏である。現在待ち曲目は未定で、此の外を加するまでに選擇に苦しむ時ない

書間娯樂時間

【午後零時二十分】（臺北）

▼臺灣名菓

一、數年山　郭富雄
二、大甘殿　郭秀琴
三、大內相　楊玉等
四、世風亭　曉香玉

名曲定期演奏

【午後七時より】（大阪）

ピアノ、ヴアイオリン二重奏
（第八回）
ヴアイオリン
アレキサンダー・モギレフスキー
ピアノ　レオ・シロタ

假月一回のピアノとヴアイオリンの二重奏による名曲定期演奏の第八回目である。例によつてヴアイオリンは若干なモギレフスキー氏ピアノは名手レオ・シロタ氏である。現在待ち曲目は未定で、此の外を加するまでに選擇に苦しむ時ない

講演（札幌）

【午後五時二十五分】

▼國立公園特別講座

「阿寒」

講演者未定

講演（臺南）

【午後六時三十分】

▼思想善導と圖書館

臺南圖書館　菅虎吉

第二回圖書週間として今回は臺南地元にての講演である

豐太閤祭

（子供のテキスト第十九頁）

（午後五時より）（名古屋）

金の城音樂童話會

指揮　梅田久雄

今から丁度四百年前の天文五年北月に愛知縣の中村の貧しいお百姓さんの家に生れた日吉丸は、生れ出世をして、生れた日本國中をしづめ天下統に忠義をつくし、朝鮮外にまで兵を出して、我國の威光を世界にかがやかせて、つひに豐太閤と日本中の人々から尊はれるやうになりました。今晩はその豐太閤を偲ぶために、放送局内のスタヂオに豐臣家をこしらへて、新しい試みのお芝居をすることになりました。このお話は次のプログラムにしたがつて行はれます

豐太閤祭のプログラム

一、管絃の實況放送
二、お話「小猿さん」
三、唱歌「太閤」ほか
四、劇「矢作橋」
五、太閤をとり

子供の新聞（東京）

【午後五時二十分】

村岡花子

和洋合奏

【午後八時三十分】（零時）

臺北和洋合奏團

臺北和洋を合奏した團體臺北和洋合奏團の音樂に合せて、三味線の淺本勝久子さん、淺本久子さん、お箏の淺間智惠子さん、谷川治彦さん等で組織されてゐるものである

一、新組風「春はうつる」

これは新らしい感覺のもとに作られた大和合奏である

連續講談

【午後八時より】（東京）

▲淺野三勇士

一第二席一

一龍齋貞山

謠曲（東京のみ）

【午後七時三十分】

羽衣

書物・一日一話

圖書館週間に因む

臺大圖書館　武田虎之助

『書物の敵補遺』

―第四話―

書物を蝕む害物を總括するもの、これが書物の敵である。英國に於ける十九世紀半の有名な印刷者であり、又古書蒐集者であるウイリアム・ブレイクは「ユニバーサル・オヴ・ブックス」の中「書物の敵」の一章を著はして居る。その本を骨子にして此話を次ぎます

ブレイクは書物の敵として「火、水、瓦斯、蠟燭と煖爐、無知、蟲、鼠、其他の害獸、製本師、製紙家」の九つを擧げて居る。

×

余はこれに油鼠、じんさん鼠、蠹の三つを加へる。蠹魚に付ては前に述べた事があるから茲には略するが、蠹魚を全部驅除するなり、おくは、クロースやパックラムを張つてキャバスか日本紙でも用ゐるなり、今日迄手に入れた豪華版も朝夕は、可憐花の如き姿も、たゞでもさすつても元の姿に歸すこともなし、パラフィン紙やセロファンにでも包むなり、ラックかワニックスを塗るなり、ラック加工たりを施すなり、鋲釘の突出を避ける爲に、鋲釘の突出を避けるために、鋲頭内のスポンヂに蠹殺劑をこしらへて、新しい紙のお袋をすることになりました。このお話は次のプログラムにしたがつて行はれます

豐太閤祭のプログラム

一、管絃の實況放送
二、お話「小猿さん」
三、唱歌「太閤」ほか
四、劇「矢作橋」
五、太閤をとり

子供の新聞（東京）

【午後五時二十分】

村岡花子

和洋合奏

【午後八時三十分】（零時）

臺北和洋合奏團

臺北和洋を合奏した團體臺北和洋合奏團の音樂に合せて、三味線の淺本勝久子さん、淺本久子さん、お箏の淺間智惠子さん、谷川治彦さん等で組織されてゐるものである

一、新組風「春はうつる」

これは新らしい感覺のもとに作られた大和合奏である

連續講談

【午後八時より】（東京）

▲淺野三勇士

一第二席一

一龍齋貞山

謠曲（東京のみ）

【午後七時三十分】

羽衣

書物・一日一話

圖書館週間に因む

臺大圖書館　武田虎之助

『書物の敵補遺』

―第四話―

書物を蝕む害物を總括するもの、これが書物の敵である。英國に於ける十九世紀半の有名な印刷者であり、又古書蒐集者であるウイリアム・ブレイクは「ユニバーサル・オヴ・ブックス」の中「書物の敵」の一章を著はして居る。その本を骨子にして此話を次ぎます

ブレイクは書物の敵として「火、水、瓦斯、蠟燭と煖爐、無知、蟲、鼠、其他の害獸、製本師、製紙家」の九つを擧げて居る。

×

余はこれに油鼠、じんさん鼠、蠹の三つを加へる。蠹魚に付ては前に述べた事があるから茲には略するが、蠹魚を全部驅除するなり、おくは、クロースやパックラムを張つてキャバスか日本紙でも用ゐるなり、今日迄手に入れた豪華版も朝夕は、可憐花の如き姿も、たゞでもさすつても元の姿に歸すことはなし、パラフィン紙やセロファンにでも包むなり、ラックかワニックスを塗るなり、ラック加工たりを施すなり、鋲釘の突出を避ける爲に、鋲頭内のスポンヂに蠹殺劑をこしらへて、新しい紙のお袋をすることになりました。このお話は次のプログラムにしたがつて行はれます

豐太閤祭のプログラム

一、管絃の實況放送
二、お話「小猿さん」
三、唱歌「太閤」ほか
四、劇「矢作橋」
五、太閤をとり

子供の新聞（東京）

【午後五時二十分】

村岡花子

和洋合奏

【午後八時三十分】（零時）

臺北和洋合奏團

臺北和洋を合奏した團體臺北和洋合奏團の音樂に合せて、三味線の淺本勝久子さん、淺本久子さん、お箏の淺間智惠子さん、谷川治彦さん等で組織されてゐるものである

一、新組風「春はうつる」

これは新らしい感覺のもとに作られ

ればよし夫、然れば從來五時半頃迄の一年を除いて、その後の四ケ年は遲延遲刻の記錄を持つ

×

次はじんさん鼠Stodrops Pe Bicon上の地圖この鼠は人參の葉の如き、解剖植物學を研究する者の如き、ところが此の鼠は實な代物で、和漢洋書問でも御座れ經驗無敵に食い荒し三週間も經つとはや成體となつておかなければ食べ込む。お人好の觀音子は、食ひ盛を發見して大騒ぎをしのうまでウロ〳〵して居る紙魚を觀まへて、他の書を紙魚に實驗はして仕舞ふ。紙魚こそいい迷惑である。しかし彼らな話題をやめて現場を仔細に觀べるとすぐ解る。即ち紙魚は書物の紙葉の中央に圓うて不規則に喰ひ進むが、じんさん鼠の場合は、閉ぢてある書物を上下左右彼は縦に見事なとんねるを掘りつつ進む。

×

書物をごそり〳〵と小口から削り取して行くのが白鼠、紙葉を平行につつしまやかにかやりとうて上下の紙葉をつづれに穿るのが紙魚、どちへ逃むにも丸いとんねるを穿いて行くのがじんさん鼠。

此のじんさん鼠には困果さんが大好物、前項の油鼠から逃げ去る書物が紙魚を呼んでじんさん鼠の襲撃魚になつた際は、無敵である。通風や採光の良い書庫などは油鼠の襲撃する時もあり、消滅が入つて驚かすなどもあり、又ヤギヤズの様式が取入れられたり、ろ〳〵に變化をして面白いものである

二、巻の幻想

巻頭と卷末を飾に飾なん、長頭や小頭、或は巻一期の體裁をいろいろと變更することになりました。これは江戸の浮世繪師鳥文齋栄之の描いた繪巻物を始終の一枚繪を背景にして、町田嘉章氏が作曲したものである。「早春」「梅雨」「蛍狩」「菊の花」「鈴の音」「ネオンの町」「秋日和」「雪」「暖炉」「春立つ様な氣分」を出したものである

三、巻尾幻想

これは江戸の浮世繪師鳥文齋栄之の描いた繪巻物を背景にして、町田嘉章氏の作曲したものである。三部曲の一部で、今晩演奏されるもの他に「白と黒の對比」「梔ざらし」とを合せて三部曲とするものである

連續講談

【午後八時より】（東京）

▲淺野三勇士

一第二席一

一龍齋貞山

謠曲（東京のみ）

【午後七時三十分】

羽衣

女給

相當年齢　容姿端麗　身元確實
給料一ヶ月　金五十圓
名古屋市中區榮町　カフエー永樂電話三〇〇九番

女子

十六歳以上二十歳迄　身元確實
臺北市京町豆六自用七番地　永樂倶樂部

住宅を買ひ度し

二戸建又は新築一戸建　一ヶ月二十圓位
新高町三ノ一七　奥野貞方　太田

貸家

貸家　付近六六番六二小店
六四内外　電話三八山本

貸家

新築四戸目黒八六三二
五戸建目黒自動車前電話八三番

金融

金融融通　有價證券取立
若竹町三ノ一　若竹商事部

賃

賃貸取立

當なかだち

不動産一件　百圓以上
其他一件　五圓
名　刺　四

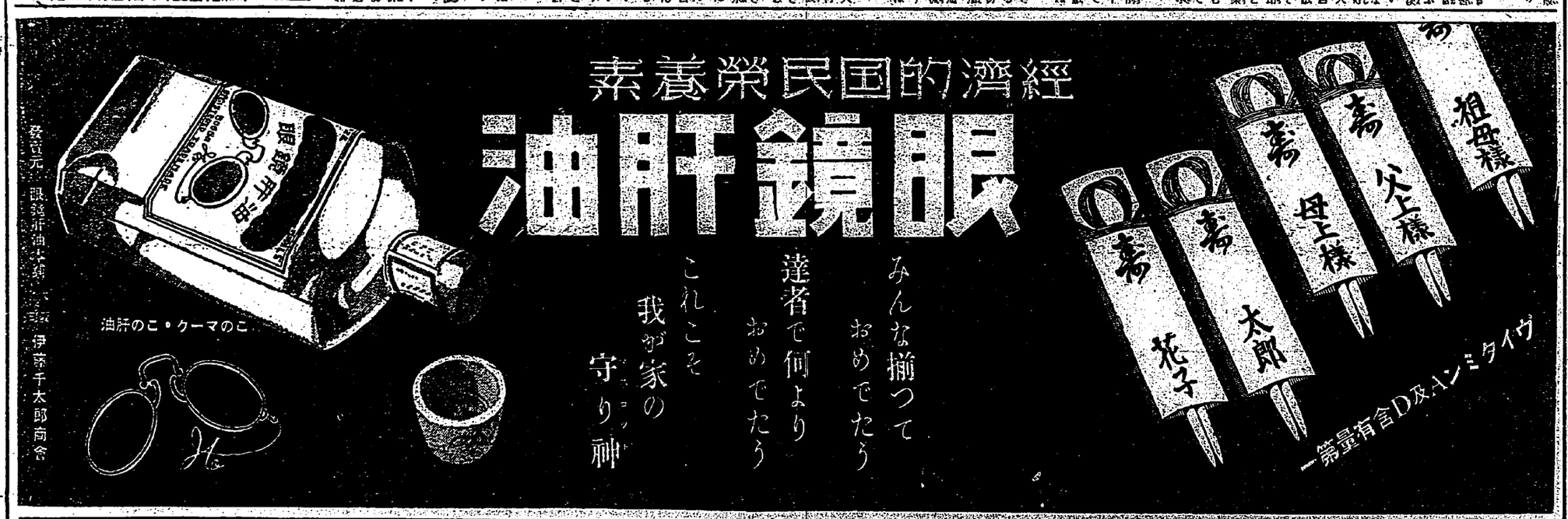

遞信事業の將來

電信電話事業の發達

遞信大臣　南　弘

(一)

昨年の我電信電話事業は國内外の經濟の不況に伴ひ其の發達は多少の影響を受けて相當多事に終つた

△

先づ電信事業に於ては電信取扱數の減退といふ從來の傾向は依然として續いたが、其の減退の程度は昨年に比べて稍々緩和されたものと見ることが出來るやうである、又電話事業に於ては昨年は昭和七年度及至同十年度の四ケ年繼續の事業として實施中の第十次擴張計畫の第一年目であつたのであるが、電話取扱局の開始、加入者の增加、電話區域の擴張、自動交換化、電話加入區域の擴張、市外電話回線の增設、都市と郊外との通話區域の擴張等は豫期以上の好結果を示すことが出來たことを喜んで居ります

△

又内地と臺灣との電報料金は之まで内地と臺灣との間に海底線の關係あつたのに拘らず他の國際電報の料金と同一であつたのを本年の一月一日から半減して一語金二十錢と改正し、且つ内地と臺灣との間の電報の取扱局を從來の十局から二十局に增加して内地朝鮮間の電報の取扱局と同一にしたり、又滿洲國との間に電信電話の連絡を圖つたりして日滿兩國間の通信の便益を增進したことは特筆すべき事柄である

△

電話事業に關しては昨年は昭和七年度及至同十年度の四ケ年繼續の事業としての第一年目であつたのであるが、電話取扱局の開始、加入者の增加、電話區域の擴張、自動交換化、電話加入區域の擴張、市外電話回線の增設、都市と郊外との通話區域の擴張等は豫期以上の好結果を示すことが出來たことを喜んで居ります

△

又内地朝鮮間の電話料金は多年の懸案であつたにも拘らず昨年の關係のみに止らず、技術上にも研究の餘地があつて、時々實現の運びに到らなかつたが幸ひにも此の程その實現を見、昨年末より愈々實施することゝなつたが此の料金の低減は從來の通話區域を擴張して國際的の通話區域を擴張し、且つ國際通信の利用を增進せしめ、又内地と滿洲國との間の電話料金は之迄の通話區域を擴張して國際的

曙光

(208)

生方敏郎作

中野修二畫

産婆（九）

「まア、御臨終とばかりに。おこしらへ遊ばしますとも。おこしらへ遊ばして、お産の間の長い間には、何をしてるのか、疲れがつかなかつた。で彼は隣の後へ廻つて、水を飛に休息してゐた。

「オヤヤー〳〵」

と、けたましく驚の泣き聲のやうなのが、聞けざまに聞えて來た。そして善田がはつと思つた瞬間、お待ち遠さま。お男子でございますよ。」

「日那樣、お坊ちやんがお生れ遊ばしました。」

産婆は隣の間へ、又朝から、澤山の物の間さに取かゝつたが、産婦の呻き聲や、産婆の叱る聲の聞えて來た間から、疲れ切つた樣子が見えすいてゐるので、善田は、

「いゝえ、どうぞ御ゆつくりして下さいまし。お湯をかけますから、その時いつともして下さいまし。」

と斷つた。

善田は隣室で

本島人の婦女子も 遺産の相續は出來る

非人道的な慣習法を打破した 臺北地方法院の新判例

奇貨とし支障ある

亡夫の財産を未亡人或は息女が經營に相續出來ない樣になつてゐる現實の民法の非人道的な個所を打破じ未亡人の財産權を認めたと云ふ新判例が臺北地方法院に現はれた、事件は昨年八月四日本籍新竹州竹東郡北埔庄元埔第九十一番地故姜元の未亡人謝陳氏金枝が亡夫との間に設なをあげてゐるのにも拘はらず亡夫の遺産を相續出來ない樣になつてゐる點を奇貨とし、姜元の弟姜阿金、姜阿水、姜阿木、姜阿火、姜阿土、姜阿石、姜阿山、姜阿川、姜阿海、姜阿福、姜阿春、姜阿秋、姜阿冬、姜阿雪、姜阿霜、姜阿雨、姜阿風、姜阿雲、姜阿龍、姜阿虎、姜阿豹、姜阿鳳、姜阿麟、姜阿龜、姜阿蛇、姜阿馬、姜阿羊、姜阿猴、姜阿鷄、姜阿犬、姜阿猪、姜阿鼠、姜阿牛、姜阿金、姜阿銀、姜阿銅、姜阿鐵、姜阿錫、姜阿鉛、姜阿玉、姜阿珠、姜阿寶、姜阿石、姜阿山、姜阿川、姜阿海、姜阿福、姜阿春、姜阿秋、姜阿冬、姜阿雪、姜阿霜、姜阿雨、姜阿風、姜阿雲、姜阿龍、姜阿虎、姜阿豹、姜阿鳳、姜阿麟、姜阿龜、姜阿蛇、姜阿馬、姜阿羊、姜阿猴、姜阿鷄、姜阿犬、姜阿猪、姜阿鼠、姜阿牛、姜阿金、姜阿銀、姜阿銅、姜阿鐵、姜阿錫、姜阿鉛、姜阿玉、姜阿珠、姜阿寶の十二名を相手取り、謝陳氏金枝の相續權確認の訴を提起したので、事件は臺北地方法院に於て審理中であるが、謝陳氏金枝の代理人鍾和、鍾旭照兩辯護士より、姜元の遺産は謝陳氏金枝が亡夫との間に設なをあげてゐるのにも拘はらず、亡夫の遺産を相續出來ない樣になつてゐる點を奇貨とし、姜元の弟姜阿金、姜阿水、姜阿木、姜阿火、姜阿土、姜阿石、姜阿山、姜阿川、姜阿海、姜阿福、姜阿春、姜阿秋、姜阿冬、姜阿雪、姜阿霜、姜阿雨、姜阿風、姜阿雲、姜阿龍、姜阿虎、姜阿豹、姜阿鳳、姜阿麟、姜阿龜、姜阿蛇、姜阿馬、姜阿羊、姜阿猴、姜阿鷄、姜阿犬、姜阿猪、姜阿鼠、姜阿牛、姜阿金、姜阿銀、姜阿銅、姜阿鐵、姜阿錫、姜阿鉛、姜阿玉、姜阿珠、姜阿寶の十二名を相手取り、謝陳氏金枝の相續權確認の訴を提起したので、事件は臺北地方法院に於て審理中であるが、謝陳氏金枝の代理人鍾和、鍾旭照兩辯護士より、姜元の遺産は謝陳氏金枝が亡夫との間に設なをあげてゐるのにも拘はらず、亡夫の遺産を相續出來ない樣になつてゐる點を

損害賠償を加へて五千五百餘圓の利息

支障ある故を以つて來

臺北地方法院の新判例

本島の警察官も 防彈チヨツキ著用

差當り臺北と基隆に配給し 豫算の許す限り漸次全島へ

二萬の蓄財を運動に消費

元勅任教授の 某博士遂に捕はる

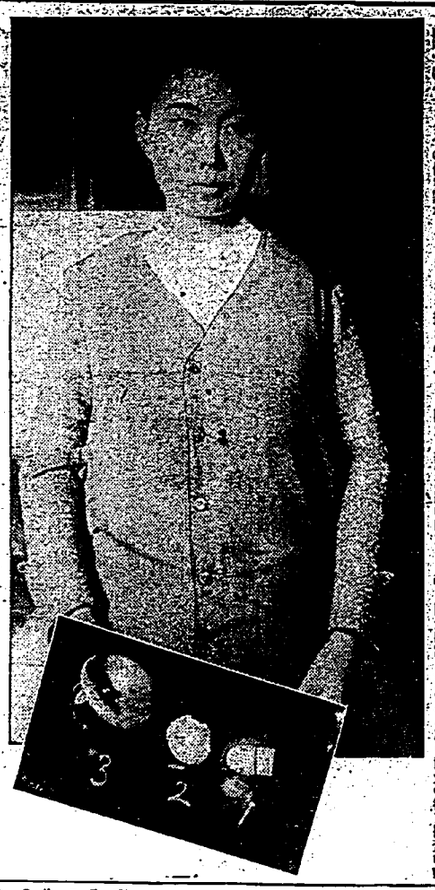

著用した防彈チヨツキ

(第四圖上、黒點は彈痕下(一)普通のピストルの彈丸(二)防彈チヨツキに當つてペチヤンコにつぶれたピストルの彈丸

共婚法の施行期は 四月一日の見込み

遺憾なき準備を整ふるため

殿りの凱旋部隊

十三日青葉城下につく

臺北市協議會 二十八日から開催

新規事業も多い

早蕨遭難者の 祭粢料を寄附

濱乃家の一同から

貨車の封印を破り 丸糯米二袋を盜む

基隆驛と新岸壁の間で

全島蹴球大會

十四日から臺北で

法政チーム 臺北を出發

大きな足跡を 全島各地に殘して

赤ん坊の死で 關係者取調べ

馬偕醫院入院中に 右腕と頭部に火燒

赤池氏はけふ 花蓮港へ

法大招聘野球試合 打擊率

大阪筋の流言で 憲兵隊活動

和蘭官憲が 日本漁船を爆沈

スラバヤから送還された 邦人漁夫基隆で語る

泥酔して 溺死ではあるまい

謎は深まる倉橋勇

信越國境に 猛吹雪

ラツセル初出動

立博士を招待 總督が午餐會

臺北市の關階長 會議

きのふ來臺した赤池濃氏

(總督府にて)

十八日預金部 運用委員會

重大

發禁のエロ本 を賣歩く

保管の金を 返濟せぬ

基隆中華會館の前首席

日支時局關係の 圖書展

第一日の入場者

映畫の夕

十四日新公園で

圖書館週間

大相撲 初日勝負

兩陛下十七日 還幸啓

兩陛下女王さま 御朝見

美年子女王さま

一行離臺

第一高女の競歩會

本日の催し

大和丸より

天華移動劇場二の替り

南署橫空地

日活 現代の太陽 全十五巻

大日本雄辯會講談社

太田胃散

實質位本

盛んに愛用されてゐる病藥

本舗 東京 太田長次郎個人藥房

漢文臺灣日日新報

法國態度猶有疑問
事務局案未許樂觀
不知小國肯否和協

十二日巴府電。事務局案。今者一般認為約十三條三項和協之唯一結論。對此案日本與全部的支持。不獨有均霑之點。若受諾。倘風碎問。又社會黨左派主力法國。從來或示大國的強度。觀有疑問。然態度若變更。則純理派之小國再同持十九國正議案。恐促日本脫退。英國與東洋有直接利害關係。華府局案之前途。未許樂觀。又一說一方軍務局。依十五條四項之報告書及勸告報草。開始準備。如得和協。則十六日之十九國委員會。將商告提不於理論事國也。

中國若提出動議
則廿日開臨時總會

十二日巴府電。十二日午後九時（臺灣時間十三日午前四時）。我代表會議。聯盟事務局案。至於深更。結局參見不滿之點數處。右報告於東京。而代表部之意見。十三日山杉村聯盟事務次長。傳達於幸問陶事務總長。求其再考。又代表部會議。事務局案。全盟欲緩和十九國委員會之決議案。言之凜然。其解釋將來有變更。滿洲國之現狀。雖係不發生遠背日本真意之事。決議案附屬議長宣言。如不附補充條件。恐貽禍根。此意見已出。今後必須若干修正增補。右會議後。松岡代表語云。

對於事務局案之卓總長苦心可察。然不得當棚應之杉村次長之手。十三日對卓總長。陳述意見。結局畢竟此理。自有可決也。

我代表會議
事務局案必須修補

十二日巴府電。十二日午後九時（臺灣時間十三日午前四時）。我代表會議。聯盟事務局案。至於深更。結局參見不滿之點數處。右報告於東京。而代表部之意見。十三日山杉村聯盟事務次長。傳達於幸問陶事務總長。求其再考。又代表部會議。事務局案。全盟欲緩和十九國委員會之決議案。言之凜然。其解釋將來有變更。滿洲國之現狀。雖係不發生違背日本真意之事。決議案附屬議長宣言。如不附補充條件。恐貽禍根。此意見已出。今後必須若干修正增補。右會議後。松岡代表語云。

對於事務局案之卓總長苦心可察。然不得當棚應之杉村次長之手。十三日對卓總長。陳述意見。結局畢竟此理。自有可決也。

貨車押收物資輸送杜絕
北平物價暴騰
鐵血青年團蹶起

山海關。帶軍對日本軍不得不適當行使防禦權故就法律的或事實上之結果。宣言中國全不負責

中央與學良
對立露骨

十三日南京電。山海關事件物資以來。學良對中央

南雅社一月例會
開於小松氏之寒翠閣

南雅社昭和八年一月例會。花月源。游雅與論。四項身世易銷魂。但因歷飲狂憤去十日下午四時半起。開於會員小松天籟比大正町自宅之寒翠閣。是日得詩如左。終受小松氏招安。評隨寄資。歡談至九時過散會。

新春雜詠　久保天隨

老來無復荷風情。久客逢春白髮生。懶後愁看殘歲月。千堤影事不分明。

客子光陰夢裡過。此間經歷幾風波。祇期老後閑無事。老後人生事更多。

詩報故知。卻怪艷陽桃與李。當落先後沐恩私。

誰能昏夜乞人憐。白眼騰人白日前。一笑孤梅知我拙。蕭齋相伴過新年。

澄清有志愧無能。坐擁書城歲月增。輪與農夫勤稼穡。春時下種夏時登。

同　小松天籟

志大才疎事多迷。老來機悟占一枝栖。如何萬夢雜呼醒。柏悲貢蓋得意啼。

淑氣春回滿四陲。新簧笑囀任世人誇。但教年少心長在。閱盡風霜謝古娑。

同　大西雲峰

日本利用亞和國事件議定書之特權。改革占領軍。事件議定書之七國政府。發送左記覺書。

對七國政府
國府覺書

十二日南京電。國民政府對十二日國匪事件議定書調印國之七國政府。發送左記覺書。

十三日北平電。張學良羅軍事津進出。北平唐山間列車運轉混亂。平津各駐屯軍移動兵充滿。貨車被各軍押收。物資輸送杜絕。北平物價暴騰。北平鐵血青年團蹶起。與商人爭。

商、匪軍北上
天津方面
軍軍充滿

十三日天津電。十二日午後至十三日天津電。商震。龐炳勳軍天津通過北上者。逾二十五列車。更續々移動。天津方面一帶。軍軍充滿。

對七國政府
國府覺書

十二日南京電。國民政府對十二日國匪事件議定書調印國之七國政府。發送左記覺書。

日本利用亞和國事件議定書之特權。改革占領

中國若提出動議
則廿日開臨時總會

十二日巴府電。十二日午後九時（臺灣時間十三日午前四時）。我代表會議。聯盟事務局案。至於深更。結局參見不滿之點數處。右報告於東京。而代表部之意見。十三日山杉村聯盟事務次長。傳達於幸問陶事務總長。求其再考。又代表部會議。事務局案。全盟欲緩和十九國委員會之決議案。言之凜然。其解釋將來有變更。滿洲國之現狀。雖係不發生違背日本真意之事。決議案附屬議長宣言。如不附補充條件。恐貽禍根。此意見已出。今後必須若干修正增補。右會議後。松岡代表語云。

對於事務局案之卓總長苦心可察。然不得當棚應之杉村次長之手。十三日對卓總長。陳述意見。結局畢竟此理。自有可決也。

貨車押收物資輸送杜絕
北平物價暴騰
鐵血青年團蹶起

山海關。帶軍對日本軍不得不適當行使防禦權故就法律的或事實上之結果。宣言中國全不負責

中央與學良
對立露骨

十三日南京電。山海關事件物資以來。學良對中央

南雅社一月例會
開於小松氏之寒翠閣

南雅社昭和八年一月例會。花月源。游雅與論。四項身世易銷魂。但因歷飲狂憤去十日下午四時半起。開於會員小松天籟比大正町自宅之寒翠閣。是日得詩如左。終受小松氏招安。評隨寄資。歡談至九時過散會。

新春雜詠　久保天隨

老來無復荷風情。久客逢春白髮生。懶後愁看殘歲月。千堤影事不分明。

客子光陰夢裡過。此間經歷幾風波。祇期老後閑無事。老後人生事更多。

詩報故知。卻怪艷陽桃與李。當落先後沐恩私。

誰能昏夜乞人憐。白眼騰人白日前。一笑孤梅知我拙。蕭齋相伴過新年。

澄清有志愧無能。坐擁書城歲月增。輪與農夫勤稼穡。春時下種夏時登。

同　小松天籟

志大才疎事多迷。老來機悟占一枝栖。如何萬夢雜呼醒。柏悲貢蓋得意啼。

淑氣春回滿四陲。新簧笑囀任世人誇。但教年少心長在。閱盡風霜謝古娑。

同　大西雲峰

理由書十三日決定
提示於代表部
馮李二萬移動通遼
城內大恐慌

十二日新京電。傳滿鐵人電。李海青軍五千中。鄧文一千。橫斷四洮線。入熱河省。侵入開魯城內。有不穩形勢。城內大恐慌。湯玉麟依舊良之命。遁古海。李海青部十三萬。命其由開魯越省境。移動於通遼方面

鄧文一千侵入開魯
城內大恐慌
馮李二萬移動通遼

十二日新京電。傳滿鐵人電。李海青軍五千中。鄧文一千。橫斷四洮線。入熱河省。侵入開魯城內。有不穩形勢。城內大恐慌。湯玉麟依舊良之命。遁古海。李海青部十三萬。命其由開魯越省境。移動於通遼方面

斷鄭桂林軍退路
我軍爆擊之

十二日歸綏電。十二日午前十一時三十分。我〇〇隊將偽勇軍總司令鄭桂林軍根據地永安堡。攻擊占據。鄭軍早知我進擊。遁入省境山地。我〇〇機斷其退路。斷行爆擊。

二宅〇隊
擊退匪軍

十二日山海關電。二宅〇隊。在織尚堡北方約一里。擊退暖泉子匪賊約二百。十二日出動討伐四方寨匪賊。山堅氷險路勇闖前進。十二日午前九時。在公會堂。抽籤。當籤番號。發表如下。即一等當籤二、五四六號。八、二九二〇。五、三二四。二等二、六二四。八、六八、八三二〇。二、九八五三、四六四。九、〇九六。四等三、四八二號及九、二四二〇。四、八〇二〇。三、五六、四三二〇。三、九九六〇。四等以下省略。

臺北勸業信組
申入口數
達二分之二

臺北勸業信用利用組合。於客臘底許可。開役員會決議。

一、推薦陳清波氏、爲組合長。

二、因經費節約上。至第二回總會。暫不置專務理事。

三、各役員協力。募集組合員。

自等手募集以來申入者殺到。加入者數四百五十餘名。加入口數。達四千口。即三分之一。因是。役員一同。殊形繁張。準備開辦業務云。

双溪信總會期

基隆郡下双溪信用組合。

總會日程

郡下雙溪、昭和七年通常總會開催。決定如左。

一月十六日午後一時石碇信用

文山

圖書週間

金島讀書週間。新店庄圖書館區內部落巡迴讀書之便。特以庄內小公學校。爲中心地點。當託巡迴圖書。以供利用。又另有映畫活動寫真。力謀實施。

臺北勸業信組
申入口數
達二分之二

臺北勸業信用利用組合。於客臘底許可。開役員會決議。

一、推薦陳清波氏、爲組合長。

二、因經費節約上。至第二回總會。暫不置專務理事。

三、各役員協力。募集組合員。

自等手募集以來申入者殺到。加入者數四百五十餘名。加入口數。達四千口。即三分之二。因是。役員一同。殊形繁張。準備開辦業務云。

双溪信總會期

基隆郡下双溪信用組合。

總會日程

郡下雙溪、昭和七年通常總會開催。決定如左。

一月十六日午後一時石碇信用

文山

圖書週間

金島讀書週間。新店庄圖書館區內部落巡迴讀書之便。特以庄內小公學校。爲中心地點。當託巡迴圖書。以供利用。又另有映畫活動寫真。力謀實施。

時評

○郵便貯金。激減二三億。

是見降利反映之大災。輕利政策。一般未能盡行。其內容須推敲。卓杉村兩氏。十三日再研究後。午後將於代表部。又同案滿洲國文字及現狀可否之批評。似不包含也云。

○荒木大尉。戰死興安嶺。武藤軍司令官。爲書類功。侍從奏聞。宸衷滿足。臣子忠烈。猶有餘榮。稱魂不朽。照映益大也。

○陸軍少年空軍制一條。華族子弟。及實業實業少年。宜有以應之。

○太島事情。多少理解於中。等五名。去六日午後五時頃。在固家。賭四色牌。被張巡查。當場觸見。一同被捕。洪才榮等五名。去十一日午前九時